

# 地方財政審議会付議（説明）案件

令和3年8月20日（金）

（案件名）

令和3年度8月期における地方譲与税譲与金の譲与について（決裁案件）

○特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）  
（地方財政審議会の意見の聴取）

第三十三条 総務大臣は、第三十条第二項第二号イ若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき特別法人事業譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

自治税務局 企画課

理事官 稲木 宏光

（内23511）

# 令和3年度8月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

## 1 起案理由

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第31条に基づいて、令和3年度8月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

## 2 対象団体 全都道府県

## 3 譲与額

4, 200億円(5月～7月における交付税及び譲与税配付金特別会計の収納額)  
・前年度8月期比 +772億円(+22.5%)

## 4 譲与日

令和3年8月31日（火）

## 5 譲与基準等

譲与総額	特別法人事業税収入額《注》
譲与基準	人口 ※財源超過団体に対する譲与制限あり
補正	なし
譲与時期	5月、8月、11月、2月
譲与税の用途	条件・制限なし
令和2年度譲与実績	16,606億円
令和3年度地財計画	12,627億円

《注》令和2年2月以降に国に払い込まれた地方法人特別税については、特別法人事業譲与税の原資とみなして譲与。

(案)

総 税 企 第 号  
令和 3 年 8 月 3 1 日

各 都 道 府 県 知 事 あて

総 務 大 臣  
( 公 印 省 略 )

特別法人事業譲与税譲与金の譲与について

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 4 号）第 3 1 条の規定に基づいて譲与すべき特別法人事業譲与税譲与金を令和 3 年 8 月 3 1 日に別添の金額のとおり譲与します。

## 令和3年度8月期 特別法人事業譲与税譲与金額一覧

(単位：千円)

都道府県	金額
北海道	19,519,100
青森	4,744,968
岩手	4,640,981
宮城	8,464,858
秋田	3,710,767
山形	4,076,259
福島	6,942,061
茨城	10,579,630
栃木	7,160,459
群馬	7,156,324
埼玉	26,355,117
千代田	22,569,094
東京都	8,016,792
神奈川県	33,100,005
新潟	8,357,374
富山	3,867,483
石川	4,185,491
福井	2,853,440
山梨	3,028,222
長野	7,612,188
岐阜	7,369,544
静岡県	13,420,700
愛知県	27,140,686
三重	6,585,992
滋賀	5,124,529
京都	9,467,534
大阪府	32,060,022
兵庫県	20,074,261
奈良	4,948,261
和歌山	3,494,821
鳥取	2,079,823
島根	2,518,357
岡山	6,969,212
広島	10,314,916
山口	5,094,835
徳島	2,740,981
香川県	3,540,825
愛媛	5,024,230
高知県	2,641,396
福岡県	18,502,921
佐賀	3,020,612
長門	4,994,943
熊本	6,478,290
大分	4,230,211
宮崎	4,004,366
鹿児島	5,977,801
沖縄	5,199,425
合計	419,960,107

(参考) 令和3年度 特別法人事業譲与税 譲与制限について

財源超過団体：東京都

財源超過額：6,361億円

8月期譲与額（譲与制限後）：80億円

8月期譲与制限額：366億円

※ 譲与制限がない場合の8月期譲与額  $366 + 80 = 446$  億円

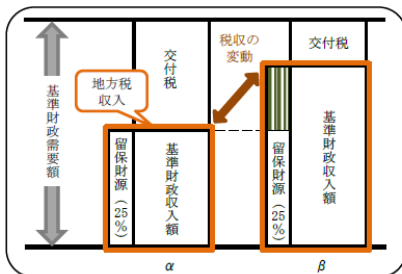
特別法人事業譲与税の譲与制限について

財源超過団体に対して次のとおり譲与制限を行う。

(※) ここでの財源超過額は、譲与制限前のもの。

- ① 当初算出額の25%は不交付団体にも保障し、残余の75%を譲与しない。
- ② 財源超過額が小さい場合には、財源超過額の範囲内で譲与制限を行う。

<交付団体における財源の動き(イメージ)>



<特別法人事業譲与税における譲与制限のイメージ>

